

平成 3 0 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 名寄市地域公共交通活性化協議会
住 所 名寄市大通南 1 丁目
代表者氏名 会 長 橋 本 正 道 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

(案)

名寄市地域内フィーダー系統確保維持計画

平成 30 年 5 月

名 寄 市

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) クルマを持たない市民でも移動可能な交通システムの確保

名寄市では、クルマを所有していない市民も数多く存在しているため、誰もが移動可能な「地域の交通手段」が必要となっており、特にクルマを持たない市民の割合としては、学生や高齢者の割合が多く、クルマを持たない市民でも「買い物」や「通院」、交通結節点へのアクセス等に困らない交通手段を確保する事が求められている。

(2) 地域の特性に応じた交通システムの確保

フィーダー系統確保維持計画を策定する下多寄線、御料線沿線は、住居が低密度に広く分散しているため、公共交通機関を利用できない、利用しづらい交通空白地域が存在している。地域内には高齢者が居住していることが多く、福祉的な側面からも公共的な交通システムを確保することが求められている。一方、市街地では、利用頻度の高いスーパーや病院、公共施設等を結ぶ運行形態が求められている。また、

平成 23 年 11 月より運行している、下多寄線デマンドバス線や、本年度予定される名寄地区と風連日進地区を結ぶ風連御料線の一部デマンドバス化により、地域内に所在する JR 名寄駅、風連駅と交通空白地帯の居住地を結節する事により、市外とのアクセス向上を図ることで交通ネットワーク形成を行い、「通院」、「通学」等市街地との連絡に必要な交通手段の確保としても、継続した運行を行う必要がある。

2 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「地域の交通手段」としての役割を担うとともに、地域内に所在する JR 名寄駅、風連駅へ結節する事で、市外とのアクセスが向上し、交通ネットワークを形成する事が可能となる。

○デマンド型交通の利用者数向上指標

下多寄線デマンドバス	前月までの実績 (H29.3~H30.4) 266 人/月	次期計画の目標 (H30.10~H31.9) 270 人/月以上
御料線デマンドバス	-	次期計画の目標 (H30.10~H31.9) 200 人/月以上

利用者数向上の指標について利用者が大幅に増加する要素が少ないことから、現状維持を目標とし向上を目指す。

○デマンド型交通の利用者満足度の向上

下多寄線デマンドバス	前年度の実績 (H29) 71.4%	次期計画の目標 (H30.10~H31.9) 80%以上
御料線デマンドバス	-	次期計画の目標 (H30.10~H31.9) 80%以上

デマンド交通の利用者満足度は高い状況である。前年度アンケートの結果を鑑み、利用者ニーズを反映し満足度の向上を目指す。

(2) 事業の効果

名寄市郊外部はバスの乗車人数が少なく、定時定路線型の路線バスでは非効率的な運行となり、本数も限られるため、サービスレベルも低下すると考えられる。また、高齢者はバス停留所までの距離に対して移動負担を感じており、デマンド型交通を導入する事で戸口への細やかなサービス提供を行うと

もに、郊外部の交通空白地域を解消し、「買い物」や「通院」等の日常生活に必要な「地域の交通手段」を提供することができる。

3 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

デマンド交通利用者アンケート調査を実施し、利用者ニーズの実態を把握することで、地域住民がより利用しやすい運行となるよう努めていく。(名寄市・運行事業者)

4 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

名寄市から運行事業者への委託料については、運行収入見込額及び国庫補助金見込額を運行経費見込額から差し引いた差額分を委託料とし負担することとしている。

6 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

下多寄線デマンドバス 名士バス株式会社
御料線デマンドバス 運行事業者未定

7 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

運行事業者を補助対象事業者としているため記入対象外

8 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

9 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

該当なし

10 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

該当なし

11 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

12 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

1 3 車両の取得に係る目的・必要性

車両の取得を行わないため記載なし

1 4 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両の取得を行わないため記載なし

1 5 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

車両の取得を行わないため記載なし

1 6 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

車両の取得を行わないため記載なし

1 7 協議会の開催状況と主な議論

開催状況	主な議論
平成 29 年度 第 1 回 地域公共交通活性化協議会 【平成 29 年 8 月 22 日開催】	1. 地域内フィーダー系統確保維持計画について 2. 生活交通改善事業計画について
平成 29 年度 第 2 回 地域公共交通活性化協議会 【平成 29 年 10 月 30 日開催】	1. 風連御料線の一部デマンド化に向けた実証運行について
平成 29 年度 第 3 回 地域公共交通活性化協議会 【平成 30 年 1 月 16 日開催】	1. 名寄市下多寄線デマンド運行の事業評価について 2. 名寄市地域公共交通網形成計画の策定について

1 8 利用者等の意見の反映状況

○下多寄線

平成 22 年 10 月には地域説明会を開催し、平成 23 年 1 月には市街地住民アンケート及び地方バス路線利用者アンケートを実施し、利用者及び地域の声を計画に反映している。

運行後については、平成 26 年から毎年、利用者に対するアンケート調査を行い、利用者ニーズを反映させた指定場所の変更を行っており、今後も適宜アンケートにより利用者ニーズの把握をし、利便性の向上に努めていく。

○御料線

平成 29 年 12 月から 2 か月間の実証運行するにあたり、平成 29 年 6 月より地域説明会を開催する。また、平成 30 年 2 月には利用者アンケートを実施し利用者や地域の声を計画に反映している。

今後も適宜アンケートにより利用者ニーズの把握し利便性の向上に努めていく。

19 協議会メンバーの構成員

構成員	構成員名称
市民及び交通利用代表者	公募市民 名寄市町内会連合会 名寄市老人クラブ連合会 名寄市PTA連合会 名寄市社会福祉協議会 名寄市立大学 学生自治会 名寄商工会議所 風連商工会 住民ニーズに基づいた公共交通のあり方研究会
行政機関の代表者	北海道運輸局旭川運輸支局 北海道開発局旭川開発建設部士別道路事務所 北海道上川総合振興局地域政策部地域政策課 上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所 北海道旭川方面名寄警察署
一般旅客運送事業者の代表者	北海道旅客鉄道株式会社 旭川支社名寄駅 名士バス株式会社 三浦自動車有限会社 名寄交通株式会社 有限会社川原観光 道北バス株式会社
一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表者	日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合 名士バス支部
副市長	名寄市

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
名寄市	名士バス株式会社	(1) 下多寄	下多寄	名寄市内	名寄駅	往 km 復 km	365 日	1,158.5 回		区域運行	②(1)	興部線(名士バス)・名寄線(道北バス)、JR名寄駅・風連駅に接続する。	③
	未定	(2) 御料	風連日進	風連町内	道の駅なよろ	往 km 復 km	365 日	1,277.5 回		区域運行	②(1)	風連御料線(名士バス)・名寄線(道北バス)、風連駅に接続する。	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	名寄市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	10,169
交通不便地域	29,048

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
29,048	名寄市	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
29,048	$29048人 \times 120円 \times 1 + 200万円 = 5485千円$	5,485,000 円

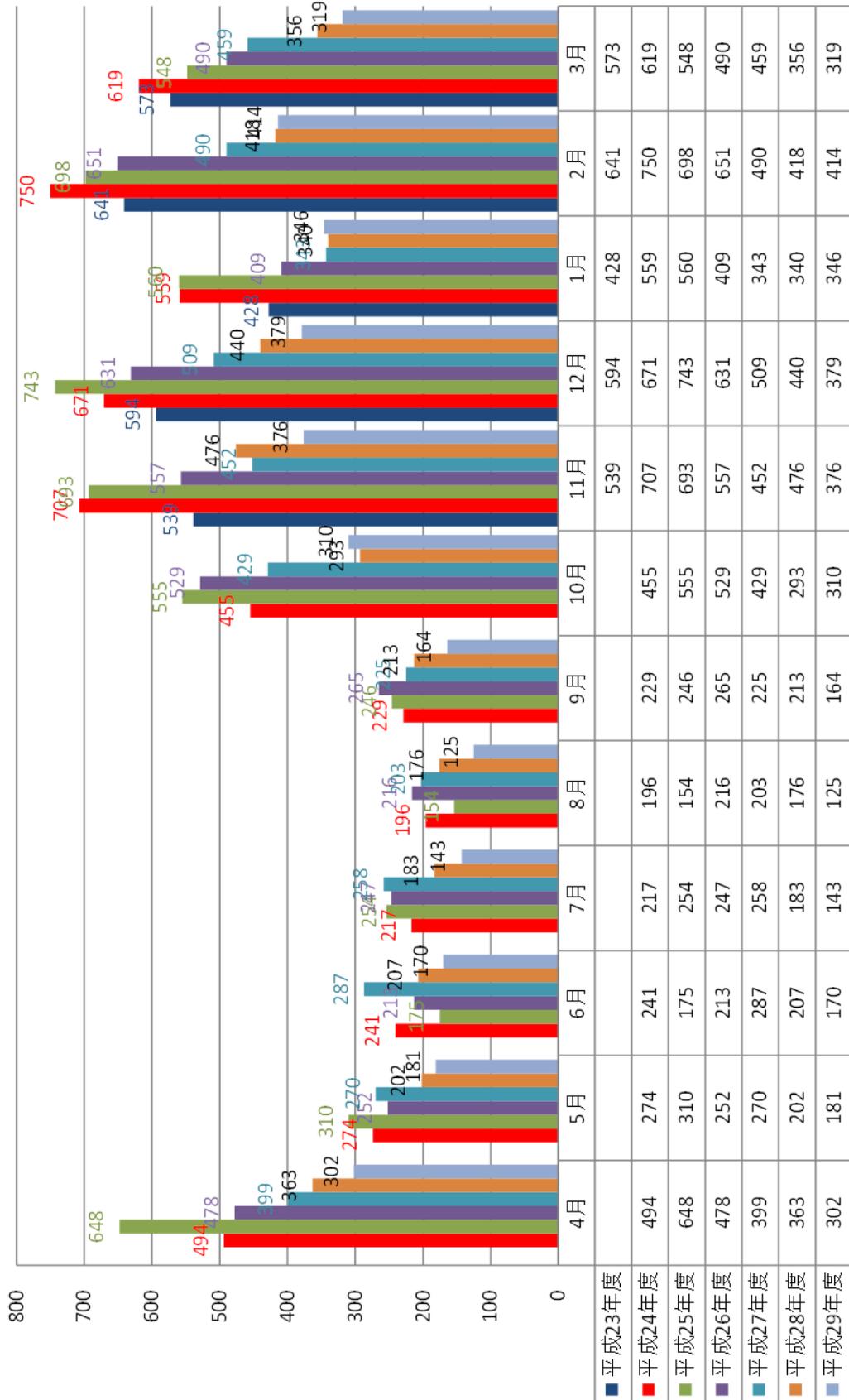
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 （ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

名寄市下多寄線デマンド運行 利用実績



平成23年度	2,775
平成24年度	5,412
平成25年度	5,584
平成26年度	4,938
平成27年度	4,324
平成28年度	3,667
平成29年度	3,229

名寄市下多寄線 デマンド運行 アンケート結果 H30.5

(調査期間：H30.4.3～H30.5.2)

